

工場等判断基準ワーキンググループの審議事項について（案）

平成30年9月
資源エネルギー庁 省エネルギー課

1. 開催の背景・趣旨

エネルギー情勢は時々刻々と変化し、前回の計画の策定以降、再生可能エネルギーの価格が世界では大幅に下がるなど大きな変化につながるうねりが見られるが、現段階で完璧なエネルギー源は存在しない。現状において、太陽光や風力など変動する再生可能エネルギーはディマンドコントロール、揚水、火力等を用いた調整が必要であり、それだけでの完全な脱炭素化は難しい。蓄電・水素と組み合わせれば更に有用となるが、発電コストの海外比での高止まりや系統制約等の課題がある。原子力は社会的信頼の獲得が道半ばであり、再生可能エネルギーの普及や自由化の中での原子力の開発もこれからである。化石資源は水素転換により脱炭素化が可能だが、これも開発途上である。4年前の計画策定時に想定した2030年段階での技術動向に本質的な変化はない。我が国は、まずは2030年の長期エネルギー需給見通し（平成27年7月経済産業省決定。以下「エネルギーミックス」という。）の確実な実現に全力を挙げる。

本年7月に見直しが行われたエネルギー基本計画では上記の考え方が示されたところであるが、平成27年7月に策定されたエネルギーミックスにおいては、石油危機後の20年と同等のエネルギー効率改善（GDP当たりのエネルギー効率を35%程度改善）を実現し、平成42年度に対策前比で5,030万k1（原油換算）程度の省エネルギーを実現するという見通しが示されている。

また、平成27年11月の「未来投資に向けた官民対話」における「製造業向けの産業トップランナー制度（ベンチマーク制度）を、本年度中に業務部門へ拡大し、3年以内に全産業のエネルギー消費の7割に拡大する。」との総理指示を受け、ベンチマーク制度の対象業種拡大をはじめ、徹底的な省エネルギーの推進に向けた具体的施策が未来投資戦略2017にも位置付けられている。

これらの状況を踏まえ、エネルギーミックスにおける省エネルギー見通しを実現するために必要となる工場等判断基準に係る所要の制度設計を審議するため、昨年度に引き続き工場等判断基準ワーキンググループを開催する。

2. 審議事項

本ワーキンググループにおいては、特に早期に所要の措置を講じる必要がある以下の事項について審議する。

(1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）の改正に伴う関係法令の整備【政令・省令・告示事項】

平成30年6月13日に公布されたエネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十五号）の年内の施行に向けて、関係法令の整備を行うことが必要。そのため、複数事業者の連携等に係る必要な制度整備について検討を行う。

(2) ベンチマーク制度の対象業種の拡大【告示事項】

ベンチマーク制度を平成30年度中に全産業のエネルギー消費量の7割に拡大するという目標の達成に向けて、今年度の工場等判断基準ワーキンググループにおいては、官公庁と学校（大学）への制度導入の検討を中心に審議を行う。その他にベンチマーク制度が未導入の業種についても省エネ意識を浸透させていくことが重要であることに鑑み、エネルギー消費原単位の改善状況が停滞傾向にあるなど、省エネ取組を一層促していくことが有効であると認められる業種について制度導入に向けた検討を行う。